

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見

氏名	一般社団法人電子情報技術産業協会
御意見	
<ul style="list-style-type: none">・ 該当箇所 制度改正大綱全般・ 意見内容 全般的に制度改正大綱の方向性に賛同する。今後、制度の具体化にあたっては、諸外国からのデータ移転の円滑化の確保等、企業のグローバルな活動を阻害することのないよう、諸外国における制度との国際的な調和が図られた制度改正が行なわれることを期待する。 改正法では大枠を定め、具体的な内容は政省令、規則及びガイドライン並びに民間の自主規制ルールで対応することによって、制度として融通が利く内容となったことは賛同する。民間におけるデータ利活用促進のためにも、決定事項については可能な限り前倒しでご公表頂きたい。また、具体的に作成する政省令、規制及びガイドラインの内容、並びに、それらの作成スケジュールを可能な限り明確にして頂きたい。・ 理由 クラウドコンピューティング等により越境データ移転が増加している今般の事業環境では、我が国の制度と諸外国の制度との調和を図ることが必要である。 また、事業者における制度改正への対応を円滑に進めるためにも、決定事項は前倒しでご公表頂きたい。	

・ 該当箇所

第3 制度設計

・ 意見内容

本大綱では、P10「第3 制度設計」以降において、「個人情報」「個人データ」「パーソナルデータ」の3種類のデータが言及されているが、「パーソナルデータ」の定義が明確でないまま記載されているため、事業者の義務等に関して範囲が不明確な点が残っている。今後、パーソナルデータの定義を明確にするとともに、各種データの使い分けを適切に実施して頂きたい。

・ 理由

P11の利用目的変更の項において「パーソナルデータ」の用語が使われる等、対象となるデータの範囲について不明確な点があるため。

・ 該当箇所

第3 制度設計

Ⅱ パーソナルデータの利活用を促進するための枠組みの導入等（P10）

・ 意見内容

今回の個人情報保護法改正においては、個人の権利利益の侵害を未然に防止しつつパーソナルデータの利活用を推進することであるという改正趣旨にかんがみ、個人情報を利活用するビジネスのうち、個人の権利利益の侵害に至らないものについては、不必要に法執行を受けないような法制度となることを確認したい。

また、個人の権利利益を侵害しない（もしくは侵害する）と判断されるようなデータ利活用事例について、ガイドライン等において例示するとともに、広く国民に周知し、十分な理解を得られるように積極的に取り組んで頂きたい。

・ 理由

特定個人が識別されその権利利益が侵害されるおそれのあるパーソナルデータが個人情報と分類されることは当然だが、そうしたパーソナルデータは利用目的等によって個人の権利利益を侵害しない場合もある。個人の権利利益を侵害しない場合には法執行を受けないような法制度の運用を図るべきである。

また、個人の権利利益を侵害しないパーソナルデータ利活用ビジネスについて、国民の理解やコンセンサスを得るためには、ガイドライン等における例示や周知が重要である。

・ 該当箇所

第3 制度設計

Ⅲ. 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用

1 基本的な制度の枠組みに関する規律

(1) 保護対象の明確化及びその取扱い

・ 意見内容

制度改正における「個人が特定される可能性を低減したデータ」の導入と再特定禁止義務の明記、加工方法に関する自主規制ルール策定や第三者機関による認定といった枠組みの導入について強く賛同する。

今後、具体的な加工方法の認定に当たっては、「公益分野」「医療分野」「マーケティング目的」など利用分野・利用目的・利用形態に応じたデータの有用性にも配慮しつつ、自主規制ルールが一定のベースラインを下回ることがないように、適切なルール認定をお願いしたい。

また、低減データを加工した事業者及び受領した事業者においては、当該データそのものについての事故報告義務の適用除外となる等、安全管理措置義務の緩和をご検討頂きたい。

国際的な水準や海外の動向について十分ご配慮いただき、我が国だけが厳しい規制となって新産業・サービスなどを阻害することのないようにして頂きたい。

・ 理由

個人特定性低減データについては、再特定禁止義務等の制度的な保護措置と技術的保護措置とのセットで保護する枠組みであるため、技術的保護措置（加工方法）については一律に過度に厳格な基準を求めるべきではなく、第三者機関が一定のベースラインを設定する以外は、事業者の自発的な取組み（自主規制ルール）に委ねるべきである。

・ 該当箇所

第3 制度設計

Ⅲ. 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用

1 基本的な制度の枠組みに関する規律

(1) 保護対象の明確化及びその取扱い

・ 意見内容

米国やEUとの間で、保護対象となるパーソナルデータの範囲やその取扱いに齟齬が生じないようにしていただきたい。保護すべき個人情報に明確化され、従来よりも実質的にその範囲が拡大されるとしても、事業者の義務が欧米等の国際的水準に比べて厳しすぎることがないように、国際的な協調を図って頂きたい。

・ 理由

企業のグローバルな事業展開において、諸外国との制度およびその運用の整合性は極めて重要である。

・ 該当箇所

第3 制度設計

Ⅲ. 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用

1 基本的な制度の枠組みに関する規律

(1) 保護対象の明確化及びその取扱い

・ 意見内容

「個人情報等の定義への該当性については、第三者機関が解釈の明確を図る」ことに賛同する。この趣旨に則り、日本でもEUの規制当局が発行（※）しているような「匿名化ガイドライン」を発行し、どのような匿名化措置を行えば個人情報保護法の規制対象外となるかを明確にするようご検討頂きたい。

※EU 指令第 29 条作業部会「匿名化技術に関する意見書（WP216）」等

・ 理由

厳格な規定で知られる EU データ保護指令や規則案においても（前文で）匿名化したデータは対象外となることが明言されている。また、EU 指令第 29 条作業部会からはグレーゾーン解消のために「匿名化技術に関する意見書（WP216）」（2014 年 4 月 10 日採択）が公表されている。

・ 該当箇所

第3 制度設計

Ⅲ. 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用

1 基本的な制度の枠組みに関する規律

(1) 保護対象の明確化及びその取扱い

・ 意見内容

ビジネスパーソンとしての個人情報（名刺に記載されている類のビジネス上の連絡先情報）については、インシデント発生時の第三者機関への報告義務も含め、事業者の義務の緩和をご検討頂きたい。

・ 理由

本人の権利利益侵害の程度に応じた、管理義務の軽減も検討すべきである。

・ 該当箇所

第3 制度設計

Ⅲ. 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用

1 基本的な制度の枠組みに関する規律

(2) 機微情報

・ 意見内容

機微情報の範囲及びどのような取扱いが禁止されるのかについては、法案等において明確化かつ限定化して頂きたい。特に「社会的身分」については、出生によって決定され、自己の意思で変えられない社会的な地位に限定すべきである。

・ 理由

機微情報については、その取扱いに対して十分に配慮することがパーソナルデータの利活用を推進する観点からも重要であるが、その範囲が不用意に拡大解釈されることのないように、定義を明確化すべきである。

・ 該当箇所

第3 制度設計

Ⅲ. 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用

1 基本的な制度の枠組みに関する規律

(3) 個人情報の取扱いに関する見直し

② 利用目的の変更

・ 意見内容

「本人の意に反する目的でデータが利用されることのないよう配慮しつつ、利用目的の変更時の手続を見直す」に当たっては、「本人の意に反する」目的での利用か否かに関して、ガイドラインにおける例示や第三者機関による事前相談を通じた解釈の明確化についてご検討頂きたい。

・ 理由

「本人の意に反する」目的か否か（すなわち、文脈に沿った目的か否か）を一事業者が独自に判断することは困難であるため。

・ 該当箇所

第3 制度設計

Ⅲ. 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用

1 基本的な制度の枠組みに関する規律

(3) 個人情報の取扱いに関する見直し

③ 第三者提供におけるオプトアウト

・ 意見内容

オプトアウトが法律上で認められた第三者提供手段であり、本人に利用停止権（提供停止権）があることについて、一般の国民の理解を深めるために、積極的な啓発活動等をお願いしたい。

・ 理由

本人に権利行使の機会を与えるためにも、オプトアウトに関して国民に正しく啓発することが重要である。

・ 該当箇所

第3 制度設計

Ⅲ. 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用

1 基本的な制度の枠組みに関する規律

(3) 個人情報の取扱いに関する見直し

③ 第三者提供におけるオプトアウト

・ 意見内容

第三者提供時のオプトアウトに関して、「現行法の要件に加え、第三者機関に対し、法に定める本人通知事項等を届け出ることとするほか、第三者機関は届け出られた事項を公表する」の箇所を今後具体化するに当たっては、第三者機関における事務処理負担増と併せ、企業側の事務負担増加とならないように、包括的な簡易な届出方法等をご配慮頂きたい。また、第三者機関における公表は、企業側でオプトアウトについて記載している「プライバシー・ポリシー」の該当ページへのリンクで足りるとする等、各種事務負担の軽減に努めて頂きたい。

・ 理由

不適切なオプトアウトによる第三者提供を行っている名簿業者等を抑制する一方、善良な事業者には過重な負担とならないようにご配慮頂きたい。

・ 該当箇所

第3 制度設計

Ⅲ. 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用

1 基本的な制度の枠組みに関する規律

(3) 個人情報の取扱いに関する見直し

④ 共同利用

・ 意見内容

共同利用に関して、「個人データを共同して利用する者の全体が一つの取扱事業者と同じであると本人が捉えることができる場合のみ共同利用が認められるものである」という現行法の趣旨を踏まえた運用の徹底を図る」という箇所については、民間の事業形態が多様化していることから、「全体が一つの取扱事業者と同じである」場合について、ガイドラインにおける例示や第三者機関による事前相談を通じた解釈の明確化についてご検討頂きたい。

・ 理由

共同利用の運用の徹底を図ることは、データ利活用に対する国民の不安感や不信感を和らげ、国民の理解を得るために重要であるため。

・ 該当箇所

第3 制度設計

Ⅲ. 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用

1 基本的な制度の枠組みに関する規律

(3) 個人情報の取扱いに関する見直し

⑥ 保存期間

・ 意見内容

保存期間について、一律に法定されない方向性を歓迎する。また、保存期間の公表が必須とされなかったことにも強く賛同する。

今後、保存期間の定めは義務ではないことを明確にさせていただき、「公表」を一律に義務付けるのではなく、「プライバシー・ポリシーにおける公表」や「本人の求めに応じて遅滞なく回答」することを含めて、認めて頂きたい。個別に個人情報の種別を指定して求められれば、具体的な保存期間や取扱い状況を調査して、回答することは可能である。

・ 理由

特に大企業においては、保存期間が異なる多種多様な個人情報を多数保有している上、不測の事態等に備えて可能な限り長期間保有している情報も多く、保存期間の法定や一律に保存期間を公表することは、実務上、非常に困難であるため。

- ・ 該当箇所（どの部分についての御意見が、該当箇所がわかるように明記してください。）

第3 制度設計

Ⅲ. 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用

2 民間主導による自主規制ルール策定・遵守の枠組みの創設

- ・ 意見内容

民間主導による自主規制ルールの枠組みの創設については、技術革新等に迅速に対応するための新たな試みであり強く賛同する。

業界・分野ごとの自主規制ルールに或る程度の強弱が生じることは許容すべきだが、業界・分野を横断したデータの利活用を行う際に支障を生じることも懸念されるため、自主規制ルールが一定のベースラインを下回ることがないように、第三者機関による認定の際に調整がなされることが望ましい。

また、自主規制団体に参加した事業者については、当該ルールに参加している限り、法執行を免除する等の安全港準則（執行セーフハーバー）をとることにより、参加インセンティブを確保すべきである。

また、自主規制団体は相互に切磋琢磨して社会の支持を受けるよう競う関係が望ましい。

- ・ 理由

自主規制ルールの枠組みを推進するためにも、自主規制に参加する事業者に対してインセンティブを与えることが重要である。

・ 該当箇所

第3 制度設計

Ⅲ. 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用

3 民間主導による国境を越えたパーソナルデータ移転の枠組み

・ 意見内容

「民間主導による国境を越えたパーソナルデータ移転の枠組み」の創設については、国境を越えたパーソナルデータの円滑な移転を実現するための取組みであり、強く賛同する。

特に、移転規制が厳しいEUに対して、このような枠組みの早期実現に向けた政府の積極的な働きかけを期待する。

また、APECの越境プライバシールール（CBPR）についても引き続き推進をお願いしたい。

・ 理由

特にEUからのデータ移転に関して、データ保護シール等の認証制度に基づくデータ移転に道を開く枠組みとして重要である。

・ 該当箇所

第3 制度設計

Ⅳ 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保

1 第三者機関の体制整備

・ 意見内容

第三者機関はパーソナルデータの保護と利活用をバランスよく推進することを明文化し、委員等の人選については閉鎖的にならないよう制度上の措置を講じられたい。特に、学識経験者や省庁出身者のみならず、民間における実務経験者が積極的に登用されるような制度が望ましい。

また、越境データ移転の増加等によりデータプライバシー分野における国際調和がますます求められているため、我が国の法制度や実務に通じているのみならず、米国や欧州の実情に精通した人材の登用も必要と考える。

パーソナルデータ利活用ビジネスの迅速な展開の実現に向け、第三者機関が十分に機能できるように、初年度より十分な人員と予算を確保して頂きたく、強く要望する。

・ 理由

個人の権利利益を保護しつつパーソナルデータの利活用を進める上で、今回の法改正で設置される第三者機関が十分に機能することが不可欠となるため。

なお、欧州諸国の第三者機関（DPA）の人員数は下記の通りである。英国 380 名（情報公開の担当者含む）、フランス 190 名、スペイン 154 名、ポーランド 123 名、イタリア 118 名、オランダ 88 名、ドイツ連邦 81 名（他に 16 州の DPA あり）。

・ 該当箇所

第3 制度設計

Ⅳ 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保

1 第三者機関の体制整備

・ 意見内容

第三者機関による事前相談については、明確に制度として創設して頂きたい。また、民間ビジネスにおいてはスピードが非常に重視されるため、第三者機関における事前相談業務については、迅速に対応・処理される体制の構築を期待する。

・ 理由

第三者機関による事前相談は、特に新たなデータ取扱い事例において、パーソナルデータの利活用推進と適切な保護を図る上で極めて重要であるため。

- ・ 該当箇所（どの部分についての御意見が、該当箇所がわかるように明記してください。）

第3 制度設計

IV 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保

1 第三者機関の体制整備

(3) 各府省大臣との関係

- ・ 意見内容

第三者機関と各府省の主務大臣との役割の明確化を図る中で、「通信の秘密」等、他の法律の保護対象でもあるパーソナルデータについては、その利活用の推進と保護を適切に実現するため、重畳的な法執行を回避した役割分担が必要である。

- ・ 理由

事業所管省庁と第三者機関が重複した法執行を行うことは、事業者にとって過重な負担となるため。

- ・ 該当箇所

第3 制度設計

IV 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保

2 行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び事業者間のルールの整合性

- ・ 意見内容

「行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び事業者間のルールの整合」に関しては、地方公共団体が民間事業者のサービスを利用して第三者に個人情報を提供・共有する際に、地方公共団体、民間事業者及び第三者に適用される法令を明確化して頂きたい。

第9回パーソナルデータに関する検討会の資料3において「救急医療の場においては、初見の患者について、なるべく多くの情報を収集し、適切な治療法を選択することが、当該本人の生命の確保にとって非常に有益な場合がある」と指摘されているところであり、法令上の位置づけが明確になるように要望する。

- ・ 理由

救急隊員（自治体の消防職員）が、民間企業のクラウドサービスを利用して、病院（民間、公立など）に患者情報を提供する場合、どの法令・条例が適用されるのか、現行の個人情報保護法の解釈からは判然としないため。

・ 該当箇所

第3 制度設計

Ⅳ 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保

3 開示等の在り方

・ 意見内容

「開示等の在り方」に関しては、個人が自分の個人情報に関して開示・訂正・利用停止等を請求することは個人による最も基本的な権利行使のあり方と認識している。ただし、「クレーマー」的な請求によって事業者側が過剰な対応を求められることがないように、現行の個人情報保護法に定められている手数料の徴収や、本人への回答までに一定の期間（「遅滞なく」）が認められていること、一定の合理的理由があれば請求に応じなくてよいといった規定は存続して頂きたい。

・ 理由

現行法以上の開示・訂正・利用停止等の義務を課すことは、事業者の負担増加につながるため、ご配慮頂きたい。

・ 該当箇所

第3 制度設計

Ⅴ グローバル化への対応

2 執行協力

・ 意見内容

違反に対する法執行だけでなく、データの利活用に向けた啓発活動の在り方など、データを用いたイノベーション促進の方向で国際的な協力関係を築くことについてもご検討頂きたい。

・ 理由

パーソナルデータ利活用を通じたイノベーション推進のため。

・ 該当箇所

第3 制度設計

V グローバル化への対応

3 他国との情報移転

・ 意見内容

日本から他国への越境データ移転に必要な措置については、契約の締結以外にも、グループ企業内でのグループガバナンスによる安全管理措置や、当該国におけるデータ保護シール制度の活用等の実用的な措置も検討して頂きたい。

・ 理由

データ利活用には国境を越えたデータ移転が不可欠であるため、実用的な措置もご検討頂きたい。

・ 該当箇所

第3 制度設計

VII 継続的な検討課題

2 いわゆるプロファイリング

・ 意見内容

プロファイリングに関する規定が存在するEUにおいても、「プロファイリングに基づき当人に対する法的効果を生み出すような措置または当人に重大な影響を与えるような措置」は規制されているが、プロファイリング自体は規制されていない。我が国においても、プロファイリング自体を規制対象とすることなく、慎重な検討をお願いしたい。

・ 理由

プロファイリングを一律に規制することは、利活用を必要以上に阻害する要因となるため。

・ 該当箇所

第3 制度設計

VII 継続的な検討課題

4 いわゆる名簿屋

・ 意見内容

個人情報販売を業としている名簿業者等、消費者被害を助長するような取扱いを意図的に行う事業者を抑制する趣旨については強く賛同する。

ただし、こうした一部の名簿業者以外の多くの善良な事業者までが過重な義務を負うことがないように、慎重な制度設計をお願いしたい。

・ 理由

名簿業者など一部の不適切な事業者に対する規制の甘さは、「知らないうちに自分の個人情報が提供・販売されている」といった個人の不安や不満を引き起こし、ひいては日本企業全般の個人情報取扱いに対するイメージダウンをもたらす恐れがあるため。

— 以 上 —